

CRISPR-Cas9中核特許：パリ優先権の「黙示的譲渡」を認めた重要判決（令和7年(行ケ)第10019号）



米国仮出願
(US Provisional)



出願人：Drexel/ロックフェラー大学



特許第6203879号
- CRISPR-Cas9ベクター系



出願人：ブロード研究所等



PCT出願
(PCT Application)

CRISPR-Cas9ロックフェラー大学、パリ優先権譲渡に、出願人とい権利帰属事業争論を認定した競執するのあさ

争点：パリ条約4条A(1)の「承継人」該当性
- 書面なき優先権承継の認定

2013年1月3日 公開



甲1文献



優先権否定 =
新規性・進歩性否定

知財高裁が認定した5つの重要事実

1. 外部弁護士による発明者調査



M弁護士 各機関
各機関が協力し、M弁護士による調査結果に基づきPCT出願人を決定するプロセス自体が、権利帰属の合意を捜索させた。

2. 関連PCT出願群の一体的な設計



複数の仮出願から説明を整理し、適切な出願人へ優先権を保って耐りえる実務的な行動が窺われた。

3. 譲渡人・譲受人双方の「認識の一致」



ロックフェラー大学とブロード研究所の担当者による「認識済みである」との発日候述書が、他の客観的事実と整合した。

4. 国際公開後の不異議



2014年の国際公開で優先権主張が明らかになった後も、ロックフェラー大学が異議を述べなかった事実。

5. 後発紛争の限定性



後の発明者性紛争は、本件PCT出願の優先権譲渡そのものを否定するものではなかったと切り分けられた。

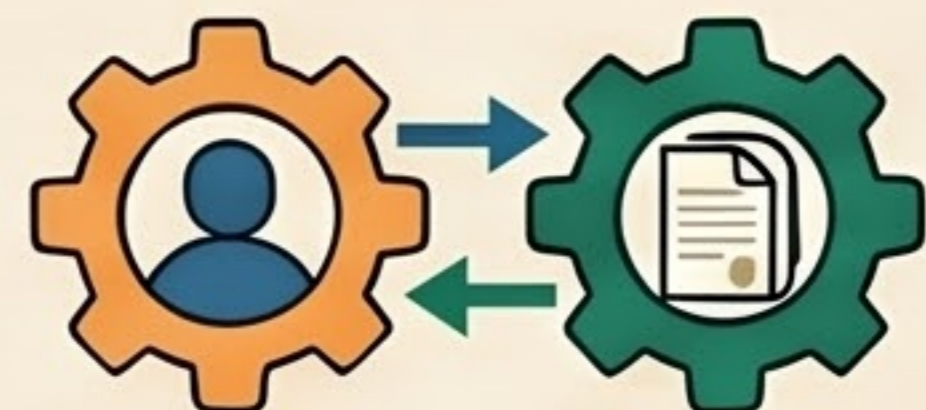
米国契約法に基づいた「約因 (Consideration)」の解釈

約因：権利帰属問題を後に解決する機会



優先権を保障したまま出願を無効にするのではなく、PCT出願を有効に維持した上で、後に持分や配分を協議できる地位を確保したことが「対価」と見なされた。

相互利益の形成



ブロード研究所 有効な国際出願ポートフォリオ
ブロード研究所側の給付は金銭ではなく共通利益である「有効な国際出願ポートフォリオの形成」であったと認定。

欧州実務 (EPO) との比較

観点	欧州 (EPO G 1/22、G 2/22SJ間)	本判決 (日本)
基本姿勢	形式要件を満たせば優先権享有を確定	具体的事案に基づく個別認定
立証責任	攻撃者に具体的な反証負担を課す	推定法理ではなく総合評価
Broad事件の結果	優先権を肯定し差戻し	審決取消、優先権承継を肯定

実務上の教訓と対応策

最善策：PCT出願前の「明示的譲渡証」



本判決は「譲渡証不要」を認めるものではなく、依然として書面による確認が最も低リスクである。

共同研究契約 (MTA等) への条項盛り込み



発明者調査の方法、優先権の相互利用、後発紛争が出願の有効性を著さない旨の合意を明文化しておく。

証拠の保存 (メール・委任状)



譲渡証がない場合、機関間の承認メールや特許調査の記録が「黙示的合意」を証明する避となる。